

# レクリエーション施設の利用助成制度について

レクリエーション施設利用券は、組合員及び被扶養者(共済組合にて組合員証(保険証)を発行されている方)に限り利用可能です。

また、利用回数には制限があり、施設区分ごとに1年度内1人1回が利用限度となっています。ただし、映画館(施設区分68)及び日帰り温泉(施設区分69)については、1人3回を限度とします。

なお、利用資格のない方が利用した場合、または利用回数が制限を超えた場合は、助成金額の返還請求を行うこととなりますので、利用についてはご注意願います。

利用券の使用可能な施設については、「共済事業のあらまし」又は共済組合ホームページ(最新情報)のレクリエーション施設一覧表にてご確認ください。

共済組合ホームページ <http://www.saitama-ctv-kyosai.net/>